

電子資料利用契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（特記事項、購読雑誌一覧等がある場合はこれを含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする電子資料の利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、電子資料の出版元（以下「出版元」という。）の代理として、仕様書等に記載の電子資料を発注者が利用できる状態にし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
 - 3 電子資料を発注者が利用できる状態にするための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、日本国の民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、当事者の一方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(利用の維持)

- 第3条 この契約の履行に必要となる電子資料の出版元に対する手続き、支払いは、受注者が行うものとする。
- 2 受注者は、この契約の履行に際し、電子資料の利用が可能な状態及び利用するために必要とされる登録情報等を発注者に提供するものとする。
 - 3 サイトでの閲覧等に障害が生じた場合は、発注者は直ちに受注者に連絡するものとし、発注者及び受注者は協力して速やかな問題の解決に努めなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者は、障害に係る出版元への連絡及び発注者への情報提供を速やかに行うものとする。
 - 5 受注者は、提案、情報提供等を通じ、発注者の電子資料の利用を支援するものとする。

(サイト利用)

- 第4条 受注者は、発注者の大学・研究機関等に所属し、発注者が正式に認めたサイト利用資格者（以下「利用者」という。）に対し、次の各号に規定する条件で電子資料の利用を認めるものとする。
- (1) 電子資料の利用は、利用者の個人的用途に限られ、商用ではなく学術研究用とする。
 - (2) 利用者は、前号のほか、電子資料の適正な利用及びこの契約の目的を達するため発注者が認めた利用方法の範囲内において、仕様書等で示された発注者の施設内での利用及び発注者の施設外から

の契約サイト上での遠隔利用ができるものとする。ただし、その利用は出版元の認める範囲内とする。

- (3) 利用者が前2号に照らして問題を生じさせたときは、発注者は速やかに受注者に連絡し、双方協議のうえ協力して対処するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。
- 3 発注者は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第6条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約代金額その他の契約書の内容を変更することができる。

- 2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約書の内容の変更を受注者に通知して、契約書を変更することができる。
- 3 前項の規定による契約書の内容の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内（契約代金の変更に係る協議にあつては、当該協議の開始の日から21日以内）に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約書に定める内容を変更し、受注者に通知するものとする。
- 4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に発注者が当該協議の開始の日を定め、受注者に通知することができる。

(1) 第1項の規定による 同項の規定により仕様書等の変更の通知を受けた日
契約書の内容の変更

(2) 第2項の規定による 同項の規定により契約書の内容の変更の通知を受けた日
契約書の内容の変更

(契約代金)

第7条 第1条第2項に規定する契約代金額は、第3条第1項に規定する出版元への支払い額を含むものとする。

- 2 発注者は、前項の契約代金を、次の各号に従い、受注者に支払うものとする。
 - (1) 請求書は、発注者の指定する部署の送付するものとする。
 - (2) 受注者からの正当と認められる支払い請求書に基づき、契約書に定める期限までに、受注者の指定する口座への振込み払いによる。

(消費税率等変動に伴う契約代金額の変更)

第7条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税率等に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うも

のとする。

(発注者の任意解除権)

第8条 発注者は、電子資料が利用できる状態にならない間は、第9条から第10条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに履行することができないとき又は履行期限経過後相当の期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 利用開始後の電子資料に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成されないとき。
- (4) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (5) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第12条又は第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 第17条の2第1項に該当したとき。

第10条の2 発注者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受注者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。

2 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条 第9条各号又は第10条各号（ただし、第1号、第7号又は第8号を除く。）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

（受注者の催告による解除権）

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって電子資料の利用が不可能になったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は第13条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

（合意解除）

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、第8条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、この契約を解除することができる。

（解除に伴う措置）

第16条 発注者は、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第12条、第13条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約開始日から契約解除日までの日数に相応する契約代金額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、前項の場合において、前払いによる支払いがあったときは、発注者の指定する期日までに、当該前払金（前項に規定する）契約代金額を控除した額）を発注者に返還しなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者又は出版元

が利用者にもその期間を事前に告知し行う短期間の利用休止については、この限りでない。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限内に利用できないとき。
- (2) 第9条各号又は第10条各号に定める事由があるとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第9条又は第10条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（第3項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第17条の2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受注者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受注者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受注者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第8条、第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間)

第19条 受注者が契約の内容に適合しない電子資料を発注者に提供した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が利用開始時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、発注者に履行期限延長の請求を行うものとする。

3 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、前項の被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められたときは、発注者に履行期限延長の請求を行うものとする。

(疑義の解決)

第21条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

(補則)

第22条 この約款に定めのない事項については、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。